

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案説明書目次

議案第84号	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用に関する条例	1
議案第85号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免 除に関する条例及び廿日市市介護保険条例の一 部を改正する条例	3
議案第86号	廿日市市市民センター条例の一部を改正する条 例	5
議案第87号	廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部 を改正する条例	7
議案第88号	廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正す る条例	9
議案第89号	廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例	11
議案第90号	廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条 例を廃止する条例	13
議案第95号	廿日市市総合計画基本構想の策定について	15
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について	17
議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について	19
議案第98号	区域外設置に係る公の施設の廃止の協議につい て	21
議案第99号	財産の取得について	23
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について	25

(議案第 8 4 号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(情報推進課)

1 制定の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）が制定されたことに伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

- (1) 市長は、次に掲げる事務について、個人番号を利用することができるものとする。

ア 廿日市市乳幼児医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

イ 廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

ウ 廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

- (2) 市長は、(1)に掲げる事務を処理するために必要な限度で、自らが保有する特定個人情報を利用することができるものとする。

- (3) 市長は、法に規定する事務を処理するために必要な限度で、法に規定する特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができるものとする。

- (4) (2)及び(3)の特定個人情報を利用することができる場合において、他の条例、規則等により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

3 施行期日

平成 2 8 年 1 月 1 日

4 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律

第9条

- ② 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(議案第 8 5 号)

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
例及び廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

〔 税 制 収 納 課 〕
〔 高 齢 介 護 課 〕

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、個人番号又は法人番号を利用することができる事務について必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正

課税免除の申告に係る書類に記載すべき事項として、個人番号及び法人番号を追加する。

(2) 廿日市市介護保険条例の一部改正

保険料の徴収猶予及び減免に係る申請書に記載すべき事項として、個人番号を追加する。

3 施行期日

平成 2 8 年 1 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(2) 介護保険法

第 1 4 2 条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(議案第 86 号)

廿日市市民センター条例の一部を改正する条例

(地 域 政 策 課)

1 提案の要旨

廿日市中央市民センターを建て替えることに伴い、施設の使用料の額を次のとおり定めようとするものである。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
多目的ホール	2,480円	2,840円	3,190円	5,680円	6,040円	8,880円
大研修室	800円	920円	1,030円	1,840円	1,950円	2,880円
中研修室	480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,730円
小研修室	360円	420円	470円	840円	890円	1,310円
和 室	290円	340円	380円	680円	720円	1,060円
実 習 室	390円	440円	500円	890円	940円	1,390円
調 理 室	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,950円

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の廿日市中央市民センターの施設の使用に係る使用料について適用する。

3 根拠法令

地方自治法

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項について

は、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第 87 号)

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例

(吉和魅惑の里開園企画室)

1 改正の理由

廿日市市吉和魅惑の里について、市長による管理を実施することに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 施設の設置目的を次のように改める。

吉和地域の豊かな自然に親しむ場を提供し、地域とのふれあいを通じた広域的な交流と地域の活性化、あわせて市民及び来訪者の保健、休養及び教育に資するため、廿日市市吉和魅惑の里を設置する。

(2) 市長による管理の実施に伴い、使用料の納付などについて次のように定める。

ア 使用料の納付等 (第 6 条関係)

魅惑の里の施設等を利用しようとする者は、当該施設等を利用する際に使用料を納付しなければならない。

イ 利用の予約 (第 8 条関係)

魅惑の里の施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。

ウ 違約金の徴収 (第 9 条関係)

利用の予約をした者が、利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は届出を怠った場合において、必要と認めるときは、条例に定める使用料の範囲内の違約金を徴収することができる。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 88 号)

廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例

(簡易水道工務課)

1 提案の要旨

広島市に設置した本市の公の施設を廃止することに伴い、次のとおり東部簡易水道の給水区域を変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
玖島、永原、友田及び広島市佐伯区湯来町の各一部	玖島、永原及び友田の各一部

2 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

3 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 89 号)

廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例

(建築指導課)

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築審査会の委員の任期について定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。
- (3) 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

4 根拠法令

建築基準法

第 83 条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参酌するものとする。

(議案第 9 0 号)

廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する
条例

(市 民 課)

1 提案の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において住民基本台帳法の一部が改正され、住民基本台帳カードの交付が終了することに伴い、廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 2 8 年 1 月 1 日

(議案第 9 5 号)

廿日市市総合計画基本構想の策定について

(経 営 政 策 課)

1 提案の要旨

中長期的視点でまち全体の将来像を描き、計画的な行政運営を図るためのまちづくりの指針である総合計画について、平成 2 8 年度から 1 0 年間のまちづくりの基本理念、将来像等を明らかにする基本構想を策定しようとするものである。

2 基本構想の内容

(1) 計画策定にあたっての基本方針

計画策定の趣旨や基本的視点を明らかにした上で、目標年次や計画の構成等について定める。

(2) 計画策定にあたっての基本認識

本市の魅力、本市を取り巻く社会情勢と環境、市民のニーズから、新たなまちづくりに向けためざすまちのイメージを導くとともに、まちづくりを推進していくための視点を明らかにする。

(3) 将来像とまちづくりの方向性

まちづくりの基本理念を踏まえて、めざす将来像を定め、それを実現するための 4 つの方向性及び将来の都市構造について明らかにする。

(4) 重点施策

将来像の実現に向け、より実効性を高める施策を重点施策として位置付け、4 つの方向性ごとに推進する施策を明らかにする。

(5) 計画推進にあたっての基本方針

計画の推進にあたっての協働、地域経営及び行政経営の視点並びにマネジメントサイクルの活用について明らかにする。

3 根拠法令

廿日市市総合計画の策定手続に関する条例

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想の策定又は変更

（軽微な変更を除く。）をするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。

(議案第 9 6 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

はつかいちアルカディア (アルカディア・ビレッジ) の指定管理者の指定期間が、平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

はつかいちアルカディア (アルカディア・ビレッジ)

(2) 指定管理者となる団体の名称

広島市中区胡町 5 番 1 2 号

東洋観光株式会社

代表取締役 今 井 誠 則

(3) 指定の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から

平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 9 7 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮島口二丁目 9 番 4 3 - 1 0 2 号

株式会社 E L E O S

代表取締役 坪 井 悦 子

(3) 指定の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から

平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 9 6 号説明書に同じ。

(議案第 9 8 号)

区域外設置に係る公の施設の廃止の協議について

(簡易水道工務課)

1 提案の要旨

広島市に設置した本市の公の施設を廃止することに関し、広島市と協議しようとするものである。

2 協議の内容

(1) 廃止する公の施設

東部簡易水道の一部

(2) 廃止する公の施設の場所

広島市佐伯区湯来町の一部

3 参照法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

③ 前 2 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

位置図



S=1:42,000

(広島市)

特別養護老人ホーム
湯来保養園

(廿日市市)

玖島ふれあいセンター

永原浄水場

光ヶ丘団地

佐伯工業団地

友和小学校

凡 例	
	簡易水道区域
	廃止協議区域
	行政区境界

(議案第 99 号)

財産の取得について

(教育委員会)

1 提案の要旨

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づく議会の議決を得ないまま行った財産の取得について、市議会の追認議決を求めようとするものである。

2 取得した財産

品 名 平成 27 年度使用小学校教師用教科書・指導書等
数 量 一 式

3 取得価格 32,599,014 円

4 相手方 廿日市市大東 12 番 15 号

株式会社 秦政書店

代表取締役 秦 博 則

5 契約日 平成 27 年 4 月 3 日

6 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第 100 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(教 育 委 員 会)

1 提案の要旨

廿日市市パークゴルフ場の指定管理者の指定期間が、平成28年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市パークゴルフ場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸六丁目1番1号

特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会

会長 古 田 正 貴

(3) 指定の期間

平成28年4月1日から

平成33年3月31日まで

2 根拠法令

議案第96号説明書に同じ。

